

輸出申告内容の訂正手続について

2013年12月10日

財務省関税局

輸出申告内容の訂正手続の概要

- 貨物の輸出者は、関税法第67条及び第67条の3に基づく輸出申告について、輸出許可後に当該申告内容(船名、数量、価格等)を変更しようとする場合には、税関に対して当該申告内容の変更を申請することが可能となっている。
- 具体的には、「船名、数量等変更申請書」(税関様式C第5200号)に当該申請に係る輸出許可書を添付して税関に提出することで、当該申告内容を変更することができる(関税法基本通達第67-1-11～14、同第67の3-1-9～12)。
- また、システム(NACCS: Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)を使用して、輸出申告内容の変更を行うことも可能となっている(「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」(平成22年財関第142号)第4章第2節)。

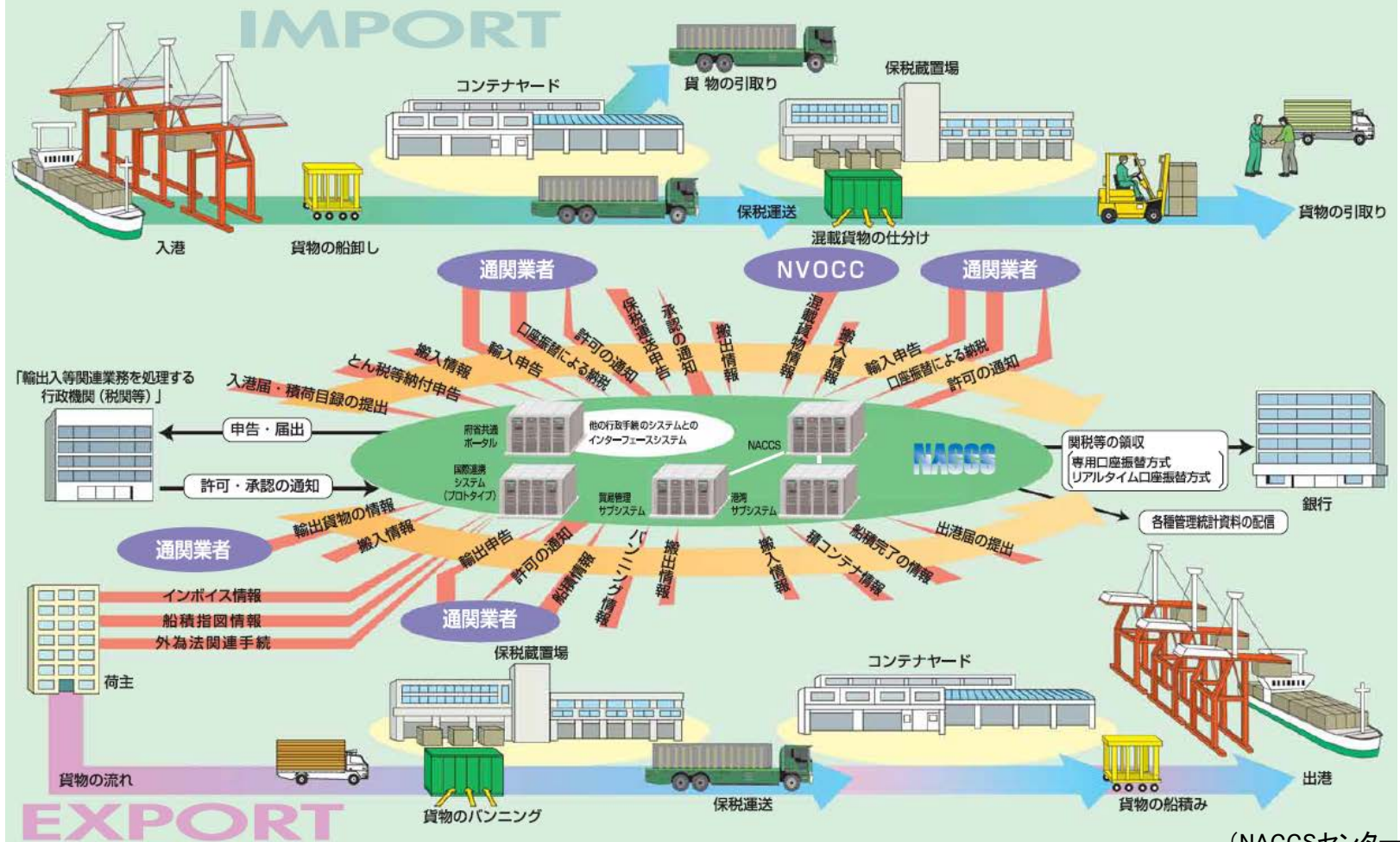
(注)システムを使用した輸出申告内容の変更については、一定期間(船積情報登録又は出港予定年月日)までに行う必要がある。

NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)について

- NACCSは、輸出入等関連業務を行う者をオンラインで結び、**輸出入等関連業務及びこれに関連する民間業務(貨物管理等)を処理する官民共同システム**であり、**検疫や港湾管理などの関係行政機関に対する手続きを一回の入力・送信で済むようにするシングルウィンドウ機能を備えるなど、利便性と信頼性の高さから世界最新の貿易手続関連システムを実現。**

(参考1) NACCS : 輸出入・港湾関連情報処理システム(Nippon Automated Cargo and port Consolidated System)

(参考2) 輸出入等関連業務 : 税関手続、入国管理手続、食品衛生手続、検疫手続、貿易管理手続、空港・港湾手続



我が国の認定事業者(AEO: Authorized Economic Operator)制度の概要

国際競争力向上等のため
税関手続簡素化等の物流円滑化の推進の必要性

背景

米国で発生した同時多発テロ以降、各国にて
国際物流におけるセキュリティ対策の強化の必要性

財務省・税関は民間事業者とのパートナーシップの構築により、国際物流における一層の円滑化とセキュリティ確保の両立を図り、あわせて我が国の国際競争力を強化するため、WCO(World Customs Organization:世界税関機構)の国際標準に則ったAEO制度を平成18年3月に導入

AEO制度とは？

1. AEO制度へ参加する事業者は、自社が関与する物流において、①税関手続等に関する法令を遵守すること(コンプライアンス遵守)、②取扱貨物の安全を確保していること(セキュリティ管理)を税関と共にあらかじめ確認
2. 税関はAEO事業者に対して、適正な税関手続と貨物管理を行う者として、簡素化・迅速化した税関手続を提供
3. 我が国は、相手国のAEO制度を相互に承認し、二国間の安全かつ円滑な物流を目指すAEO相互承認に向けた取組みを推進(これまでに6か国(ニュージーランド、米国、EU、カナダ、韓国、シンガポール)と相互承認署名)

